

乍レ恐以ニ書付「御訴訟申上候御事

一小川新田村と砂川村境御上水御 高札

何方之者仕候哉、二重ニ御座候囲引破り

柱を引折盗取申候、今十六日之夜中に

仕候と相見へ申候、然ニ付驚入惣百姓罷出

方々相尋候へ共于レ今知れ不レ申候、人数余多

にて仕候様子ニ御座候御事

一先月之風雨之節も砂川通之橋板引破

板式枚何方へ取申候哉見へ不レ申候、其節者

大分之荒ニ御座候間、水ニ而押破申候と存

早速掛ケ申候所ニ又候ケ様成大切之義仕候、

然上ハ橋をも此者共破申候と奉レ存候御事

一御 高札之場所乍ニニケ所「小川新田村」

拾町余御座候而殊ニ野境ニ御座候へハ常々

御上水不常無レ之様ニ村中之者大切ニ相守

候へ共、方々入会之馬草場ニ而其野広ク御

座候而難ニ相守「奉レ存候所ニ、今年御 高札

御立被レ為レ成被レ下候へハ他領之者も御 高札ニ

奉レ恐、此方同前ニ相守可レ申と奉レ存候所ニ

ケ様之悪事仕何共迷惑ニ奉レ存候御事

右之趣委細御尋之上乍レ恐口上ニ可ニ申上「候、以上

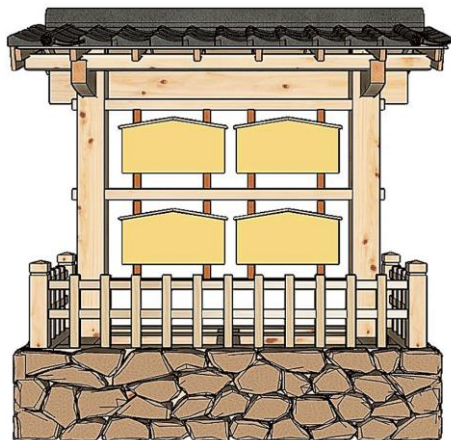
武州小川新田村

元禄七年戊七月十七日

名主 市郎兵衛

印

御奉行所様



高札場は幕府や領主の最も基本的な法令を書き記した木の札（高札）を掲示した施設であり、江戸時代 6 万を超える全国の村々にあまねく存在していた。多くの人々の目に触れるように村の中心や主要な街道が交差するよう交差点といった人通りの多い場所に設置されることが多かった。小川村の高札場は名主家玄関、小川橋北、久右衛門橋北にあり、この文書の高札場は「砂川村との境」とあることから、小川橋北の高札と考えられる。

「用語」

于レ今（いまに）…いまだに。今になっても。

又候（またぞろ）…同じ様なことが再び繰り返されること。またまた。

不常…不淨。

入会之馬草場…村の共有地で、馬の飼料などを採取する場所。

「解説」

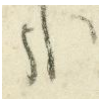
この史料は元禄七年、小川村と砂川村の境、玉川上水沿いに設置されていた高札が盗み取られた一件を奉行所に提出したものです。高札は二重の囲いを壊して引き抜かれていました。「先月の風雨の際も橋板が二枚行方不明になってしまったが相当な荒天だったため水流に吞まれてしまったのかもしれない。その後掛け替えたところ、また大切な高札が引き抜かれてしまった。この者たちは橋をも壊しかねない。」と訴えています。また、この辺りの玉川上水沿いには三ヶ所の高札場（*1小川橋北、久右衛門橋北、鈴木新田南）があります。村人は高札が大切なものであると認識はしているものの、ここは小川村内より拾町も離れた馬草場にあるため管理が行届かない、とも訴えています。悪事を働くものはどの時代にもいるものですね。尚、「小川新田村」が正式に開発され村名が決定されたのは享保10（1725）年であり、本村の「小川村」もこの時から名称が変更されました。この文書は元禄7（1694）年のものですから文中の「小川新田」とは「小川村」のことになります。

次に文字を見ていきましょう。「行目「与」」は変体仮名「と」と読み頻出します。同

様に2行目「里」も仮名「り」、5行目「連」も仮名「れ」です。同じ行の「仕

そうろうや

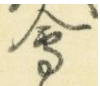
候哉」の「哉」



は初めて登場しました。「哉」はほぼ文末に位置し、「うだろうか」

「うできようか」などの疑問の補助字であり、また「うであることよ」「うだなあ」などの詠嘆の意味にも用います。この場合は「（高札を引き抜いたのは）誰の仕業だろうか」という意味になります。「囲」は、国構えの中身が何やら「井」ではなく難解です。これ

は旧字「圍」を表しているためです。「人数余多」の「余」も旧字「餘」、

も旧字「廣」、会も旧字「會」の表記です。12行目「常」は特徴的なくずし字

です。このままの形で覚えましょう。また今回は「馬」、「高」と酷似した文

字がでてきました。「馬」は一画目が長く、「高」の一画目は「なべぶた」のため

短い点になっています。